千葉市半壊住家特別支援金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、令和８年８月千葉豪雨及び令和８年９月６日大雨並びに令和８年台風第２５号（以下「本件災害」という。）により住家に被害を受け、被災者生活再建支援法（平成１０年法律第６６号。以下「法」という。）に基づく支援が受けられない世帯に対し、予算の範囲内において、半壊住家特別支援金（以下「特別支援金」という。）を交付することにより、生活基盤に著しい損害を受けた被災者の生活の再建を支援することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）住家　「災害の被害認定基準について」（平成１３年６月２８日付け府政防第５１８号内閣府政策統括官（防災担当）通知）に規定する住家をいう。

（２）被害　住家に発生した被害のうち、次に掲げるものをいう。

ア　中規模半壊　居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住家に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の３０％以上５０％未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が３０％以上４０％未満のものとする。

イ　半壊　住家半壊（半焼）のうち、損壊部分がその住家の延床面積の２０％以上３０％未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が２０％以上３０％未満のものとする。

（支援の対象となる被災世帯及び交付額）

第３条　市長は、本件災害において本市から罹災証明書の交付を受けており、次の各号のいずれかに該当する世帯（以下「被災世帯」という。）の世帯主（特段の事情がある場合は、当該世帯主に準ずる者。以下「世帯主」という。）に対し、１０万円の特別支援金の交付を行うものとする。この場合において、世帯主及び世帯に属する者の認定は、原則として本件災害が発生した日を基準とする。

（１）本件災害によりその居住する住家が半壊の被害を受けており、当該住家を全部解体せず生活を再建する世帯

（２）本件災害によりその居住する住家が中規模半壊の被害を受けた世帯のうち、法に基づく加算支援金の支給対象となる手段（建設・購入、補修、民間賃借）以外で生活を再建する世帯

２　前項の規定にかかわらず、本件災害により一の世帯が重複して前項各号に規定する支援の対象となることはできないものとする。

（支援の対象とならない世帯）

第４条　前条の規定にかかわらず、市長が支援の対象とすることが不適当と認めた世帯は、この要綱に基づく支援の対象としない。

（交付申請）

第５条　特別支援金の交付を受けようとする被災世帯の世帯主（以下「申請者」という。）は、令和９年１０月１２日までに、別表に掲げる書類を添えて、千葉市半壊住家特別支援金交付申請書（様式第１号）を市長に提出するものとする。

（交付決定）

第６条　市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、特別支援金の交付又は不交付を決定し、千葉市半壊住家特別支援金交付決定通知書（様式第２号）又は千葉市半壊住家特別支援金不交付決定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第７条　市長は、申請者が偽りその他不正の手段により特別支援金の交付を受けたときは、特別支援金の交付の決定を取り消すことができるものとする。

２　市長は、前項の規定により特別支援金の交付の決定を取り消したときは、千葉市半壊住家特別支援金交付決定取消通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

（特別支援金の返還）

第８条　市長は、前条の規定により特別支援金の交付の決定を取り消した場合において、すでに特別支援金が交付されているときは、期限を定めて、千葉市半壊住家特別支援金返還請求通知書（様式第５号）により、その返還を請求するものとする。

２　市長は、前項の規定により特別支援金の返還を請求した結果、期限までに返還されなかったときは、延滞金を納付させるものとする。

３　前項の延滞金の額の計算及び減額又は免除については、千葉市税外収入金に係る延滞金の徴収に関する条例（昭和３９年千葉市条例第３４号）の規定の例による。

（立入検査等）

第９条　市長は、特別支援金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、申請者に報告させ、又は当該職員に特別支援金の交付の対象となる物件等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（補則）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、特別支援金の交付に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附　則

この要綱は、令和８年１０月５日から施行する。

別表　（第５条関係）

添付書類	１　預貯金通帳の写し（金融機関名・支店名、預金種目、口座番号、世帯主本人の名義の記載があるもの）

様式第１号（第５条関係）

千葉市半壊住家特別支援金交付申請書

年　　月　　日

（あて先）千　葉　市　長

千葉市半壊住家特別支援金の交付を申請します。
なお、申請に際して、申請者及び世帯主の住民登録に係る情報並びに交付済の罹災証明書に係る情報を、市の担当者が調査することに同意します。

申請者氏名（※）

（※）本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

（世帯主以外の方が申請する場合はその理由：　　）

１　被災時の世帯の状況について記入してください。

(1) 世帯主の氏名		ふりがな	

(2) 被災した住宅の住所	〒

(3) 上記住宅に被災日時点までの居住の別を〇で囲んでください。

被災住宅に居住　・　別の住宅に居住

(4) 罹災証明書に記載された「罹災区分」を〇で囲んでください。

中規模半壊　・　半　壊

２　被災世帯の現在の住所等を記入してください。（被災した住宅と同じ場合は電話番号のみ記載）

現在の住所	〒
電話番号	（　　）

３　世帯主の振込先口座を記入してください。

☑ 千葉市災害見舞金口座振替依頼書に記載した口座情報を使用することに同意する。
（同意する場合は、下記口座情報の記入は不要）

金融機関名	支店名等	種別	口座番号
		普通	

ゆうちょ銀行	記号						番号								

様式第２号（第６条関係）

千葉市半壊住家特別支援金交付決定通知書

千葉市指令　　第　　号
年　　月　　日

様

千葉市長　　印

年　　月　　日付けで申請を受理した千葉市半壊住家特別支援金について、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

記

１　申請者氏名
２　交付金の種別
３　交付決定額　　金　　円
４　交付方法　　口座振込による
（振込予定日：　　年　　月　　日）

交付条件

１　申請者が交付要件を満たさなくなったときは、千葉市半壊住家特別支援金交付要綱第７条第１項の規定により、特別支援金の交付決定を取り消すことがあります。
２　交付決定を取り消したときに、取消しに係る特別支援金をすでに交付している場合は、期限を定めて特別支援金の返還を請求します。なお、納期日までに納付されないときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納額について千葉市税外収入金に係る延滞金の徴収に関する条例（昭和３９年千葉市条例第３４号）の規定に基づき計算した延滞金を納付していただきます。

審査請求等について

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第３号（第６条関係）

千葉市半壊住家特別支援金不交付決定通知書

千葉市指令　　第　　号
年　　月　　日

様

千葉市長　　印

年　　月　　日付けで申請を受理した千葉市半壊住家特別支援金について、審査の結果、下記の理由により不交付とすることに決定しましたのでお知らせします。

記

（理　由）

審査請求等について

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第４号（第７条関係）

千葉市半壊住家特別支援金交付決定取消通知書

千葉市達　　第　　号
年　　月　　日

様

千葉市長　　印

年　　月　　日付け千葉市指令　　第　　号で交付決定通知しました千葉市半壊住家特別支援金については、下記の理由により交付決定を取り消します。

記

（理　由）

審査請求等について

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第５号（第８条関係）

千葉市半壊住家特別支援金返還請求通知書

千葉市達　　第　　号
年　　月　　日

様

千葉市長　　印

年　　月　　日付け千葉市指令　　第　　号で交付決定通知しました千葉市半壊住家特別支援金については、下記により返還してください。

記

１　返還の理由

２　返　還　額

３　返還の期限

４　返還の方法

５　延　滞　金

審査請求等について

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。